

中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇への対応について

契約監理課等発注工事（入札説明書共通事項参照）では、物価水準の変動等により請負代金額が不相当となったと認められる場合は、工事請負契約約款第 24 条に規定するスライド条項（単品スライド・インフレスライド）により、請負代金額の変更などの対応を行っているところです。

昨今の中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇についても、本スライド条項による対応が可能な場合がありますので、改めてお知らせいたします。

1. スライド条項について

項目		単品スライド (契約約款第 24 条第 6 項)	インフレスライド (契約約款第 24 条第 7 項)
適用対象工事		すべての工事	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事
請負額 変更の 方法	対象	部分払いを行った出来形部分を除くすべての資材（鋼材類、燃料油類等）	本通知に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材労務単価等
	受発注者の負担	対象工事費の 1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1.0% (28 条「不可抗力による損害条項」に準拠し、建設業者の経営上最低限度必要な利益まで損なわないように定められた「1%」を採用。)

※詳細は、神戸市ホームページ「工事請負契約における各スライド条項」をご参照ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a05182/suraido.html>

2. 協議方法

各工事の監督員にご相談の上、協議書等の必要書類を提出してください。